

申立書記載例 3

本案の開示命令の申立てと提供命令の申立てとを一通の書面で行う場合の記載例

ただし、この記載例は、本案の開示命令の申立てにより開示を求める発信者情報に特定発信者情報（プロバイダ責任制限法5条1項柱書、同法施行規則3条）を含む場合のものである。

（収入印紙）

発信者情報開示命令申立書兼提供命令申立書

令和〇年〇月〇日

東京地方裁判所民事第9部 御中

申立人手続代理人弁護士 甲 野 太 郎 印

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

発信者情報開示命令申立事件

提供命令申立事件

申立ての趣旨

1 発信者情報開示命令の申立て

相手方は、申立人に対し、別紙発信者情報目録記載の情報¹を開示せ

¹ 特定発信者情報に係る提供命令においては、①1個の侵害情報につき侵害関連通信ごとに異なる複数のA Pが現れる可能性があること、②侵害情報（特にアカウントの異なるもの）が複数になれば、侵害情報ごとにも異なるA Pが現れる可能性があることに留意する必要がある。1個の申立てにおいて複数の侵害情報について複数の侵害関連通信に係る発信者情報の提供命令を求めると、A Pが多数現れて期日の調整等に時間を要するような事態も想定される。

そのため、とりわけ特定発信者情報の提供命令の申立てに当たっては、提供命令を求める侵害情報や発信者情報を適切に選別することが望ましい。

本記載例は、あくまでサンプルとしての一例であるが、このような観点から、開示命令及び提供命令を求める発信者情報を、1個の侵害情報について、当該侵害情報の送信に最も時間的に近接したログイン通信に係るI Pアドレス及びタイムスタンプに限ったものとしている。

よ

との裁判を求める。

2 提供命令の申立て

別紙主文目録記載の裁判を求める。

申立ての原因

第1 当事者

1 申立人は、(略)である。

2 相手方²は、インターネットを利用してメッセージ等を投稿することができる情報ネットワーク「〇〇」(以下「本件サイト」という。)を設置、運営し、そのシステムを管理する外国法人である(甲〇³)。

第2 発信者情報開示命令の申立て

1 侵害情報の流通

本件サイトには、氏名不詳者によって、別紙投稿記事目録記載の記事(以下「本件記事」という。)が投稿された(甲〇)。

2 開示関係役務提供者該当性

本件記事の投稿に係る情報は、相手方の用いる電気通信設備を通じて電気通信によって送信され、本件サイトにアクセスする不特定の者によって受信されることとなる。

したがって、相手方は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制

² いわゆるSNSを運営する外国法人たるコンテンツプロバイダを相手方とする場合の記載例である。特に、相手方が侵害情報の送信に係るIPアドレス等(プロバイダ責任制限法施行規則2条5号から7号までに掲げる情報等)を保有しておらず、プロバイダ責任制限法5条1項3号ロに当たる旨を主張して特定発信者情報の開示を求める場合の記載例である。

³ 当該SNSの利用規約等に記載されたシステムの運営主体である外国法人の表示と、後記の外国会社の登記に記載された外国法人の表示とが一致しない場合は、その繋がりを示す資料が必要となることがある。

限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）5条1項柱書に規定する特定電気通信役務提供者（開示関係役務提供者）に当たる。

3 発信者情報の保有

相手方は、別紙発信者情報目録記載の情報を保有している。

4 プロバイダ責任制限法5条1項1号ないし3号該当性

(1) 権利侵害の明白性

別紙権利侵害の説明記載のとおり

(2) 開示を受けるべき正当な理由

（略）

(3) 補充性⁴

相手方は、本件記事の投稿者の氏名及び住所の両方を保有するものではない（甲○）。

また、相手方は、本件記事の投稿に係る電気通信の送信に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報（本件記事の投稿に係る電気通信の送信に係るIPアドレス、移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者符号又はSIM識別番号）のいずれも保有していない（甲○）。

したがって、プロバイダ責任制限法5条1項3号ロに当たる。

5 小括

よって、申立人は、プロバイダ責任制限法8条、5条1項に基づき、別紙発信者情報目録記載の情報の開示命令を求める。

⁴ プロバイダ責任制限法5条1項3号ロに当たることを主張するためには、本文記載のような主張で足り、相手方が同法施行規則4条所定の情報（電話番号、メールアドレス等）を保有することを積極的に主張する必要はないものと解される。

第3 提供命令の申立て⁵

別紙発信者情報目録記載1及び2の情報（いわゆるアクセスログの情報）の開示命令による開示を待っている間は、経由プロバイダにおけるアクセスログの保存期間を徒過し、上記アクセスログの情報を用いて本件記事の発信者を特定することができなくなるおそれがある。

補充性の要件については、前記第2の4(3)のとおりである。

よって、申立人は、プロバイダ責任制限法15条2項、同条1項に基づき、別紙主文目録記載の提供命令を求める。

附属書類

- 1 申立書写し 1通
- 2 証拠説明書 1通
- 3 甲号各証の写し 各1通
- 4 相手方の資格証明書⁶ 1通
- 5 手続代理委任状 1通

⁵ 本件は特定発信者情報の開示請求を含むため、プロバイダ責任制限法15条2項により、提供命令の申立てにおいても同法5条1項3号の補充性の要件の主張疎明が必要である。

⁶ 外国会社の登記（会社法933条参照）があるときは、これによることができる。

(別紙)

当事者目録

〒〇〇〇〇—〇〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
申立人 〇 〇 〇 〇

〒〇〇〇〇—〇〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇ビル〇号室 (送達場所)
電話 03—〇〇〇〇〇—〇〇〇〇〇
F A X 03—〇〇〇〇〇—〇〇〇〇〇
申立人手続代理人弁護士 甲 野 太 郎

〇〇〇〇国〇〇〇〇〇、〇〇〇州、〇〇〇、〇〇〇・ストリート、〇〇
相手方 〇 〇 〇 〇
上記代表者 (日本における代表者⁷) 〇 〇 〇 〇
(送付先⁸)

〒〇〇〇〇—〇〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

⁷ 相手方の日本における代表者が法人であるときは、当該法人の代表者 (個人) の記載を追加するほか、当該法人の登記事項証明書を提出する必要がある。

⁸ 相手方に対する期日通知書や各種裁判書の送付先を、本店所在地ではなく日本における代表者の住所宛てとしたい場合の記載例である。

(別紙)

発信者情報目録⁹

- 1 別紙投稿記事目録記載の記事の投稿に用いられたアカウントにログインするために行った識別符号その他の符号の電気通信による送信であって、相手方が保有するもののうち当該投稿と最も時間的に近接するもの（以下「本件ログイン通信¹⁰」という。）に係るIPアドレス¹¹
- 2 前項のIPアドレスを割り当てられた電気通信設備から相手方の用いる電気通信設備に本件ログイン通信が行われた年月日及び時刻

⁹ この記載例は、プロバイダ責任制限法施行規則5条2号の侵害関連通信に係るIPアドレス（同施行規則2条9号）及びタイムスタンプ（同条13号）の開示命令を求める場合のものである。相手方の保有見込み等に応じて、同施行規則5条各号のどの通信につき、同施行規則2条9号ないし13号のどの発信者情報の開示を求めるかを検討した上、事案に沿って的確に書き下す必要がある。

¹⁰ 上記施行規則5条1号、3号、4号の通信に係るIPアドレスの記載例としては、以下のようなものが考えられる（あくまでサンプルとしての一例である。）。

【記載例】

1号 別紙投稿記事目録記載の記事の投稿に用いられたアカウントを作成するために行った識別符号その他の符号の電気通信による送信であって、相手方が保有するもののうち当該投稿と最も時間的に近接するもの（当該投稿より前に行ったものに限る。以下「本件アカウント作成通信」という。）に係るIPアドレス

3号 別紙投稿記事目録記載の記事の投稿に用いられたアカウントからログアウトするために行った識別符号その他の符号の電気通信による送信であって、相手方が保有するもののうち当該投稿と最も時間的に近接するもの（以下「本件ログアウト通信」という。）に係るIPアドレス

4号 別紙投稿記事目録記載の記事の投稿に用いられたアカウントを削除するために行った識別符号その他の符号の電気通信による送信であって、相手方が保有するもののうち当該投稿と最も時間的に近接するもの（当該投稿より後に行ったものに限る。以下「本件アカウント削除通信」という。）に係るIPアドレス

¹¹ IPアドレスと組み合わせられたポート番号の開示を求めるときは、末尾に「及び当該IPアドレスと組み合わせられたポート番号」と加筆することが考えられる。

(別紙)

投稿記事目録¹²

閲覧用URL `http://○○○`

投稿日時 ○○年○○月○○日○○時○○分

投稿内容 ○○○

¹² 投稿記事を特定するため必要な要素は、相手方の運営するサイトごとに異なる。例えば、特定要素として投稿内容が不要なサイトもあれば、ユーザー名ないしスクリーンネームの記載が有益となるサイトや、閲覧用URLに加えて投稿者URLをも要するサイトもある。

(別紙)

主文目録

- 1 相手方は、申立人に対し、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を書面又は電磁的方法により提供せよ。
 - イ 相手方が、別紙発信者情報目録記載の情報¹³のうち相手方が保有するものにより、別紙投稿記事目録記載の情報に係る他の開示関係役務提供者（当該情報の発信者であると認められるものを除く。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所（以下「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。）の特定をすることができる場合 当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報
 - ロ 相手方が、別紙発信者情報目録記載 1¹⁴の情報を保有していない場合又は保有する当該情報により上記イに規定する特定をすることができない場合 その旨
- 2 相手方が、前項の命令により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた申立人から、申立人が当該他の開示関係役務提供者に対して別紙投稿記事目録記載の情報についての発信者情報開示命令の申立てをした旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたときは、相手方は、当該他の開示関係役務提供者に対し、別紙発信者情報目録記載の情報¹⁵のうち相手方が保有するものを書面又は電磁的方法により提供せよ。

¹³ 特定発信者情報の開示請求をしている場合、プロバイダ責任制限法 15 条 2 項による読み替えにより、主文目録 1 項イで参照する情報が開示命令申立てに係る特定発信者情報に限られる。特定発信者情報でない電話番号等を含めて開示命令申立てをするときは、「別紙発信者情報目録記載 1 及び 2 の情報のうち…」などと、特定発信者情報に限定した記載をする。

¹⁴ 主文目録 1 項ロの参照対象は、開示命令申立てに係る発信者情報のうちプロバイダ責任制限法施行規則 7 条所定のものに限られる。本記載例では同条 1 号イにより同施行規則 2 条 9 号ないし 12 号の情報のうち開示命令申立てに係るものを記載する。タイムスタンプ（同条 8 号又は 13 号）は、1 項ロでは常に対象外となる。

¹⁵ 主文目録 2 項の対象となるのは上記施行規則 2 条 5 号ないし 14 号の情報に限られ、同条 1 号ないし 4 号の情報は対象外と解されることに注意する。

(別紙)

権利侵害の説明

次のとおり、本件記事の投稿によって申立人の名誉が侵害されたことが明らかである。

- 1 本件記事において言及されている〇〇が申立人を指していること（同定可能性）

(略)

- 2 本件記事の投稿により申立人の社会的評価が低下したこと

本件記事は、申立人が……との事実¹⁶を摘示するものであって、申立人が……であるとの印象を与えるから、申立人の社会的評価を低下させるものである。

具体的には… (略)

- 3 本件記事の投稿につき違法性阻却事由の存在をうかがわせる事情がないこと¹⁷

(略)

以上

¹⁶ 事実の摘示による名誉毀損と意見論評による名誉毀損とは、判断枠組みが異なる。当該記事が、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人の事項を主張するもの（当該事項について事実の摘示をするもの）と理解されるか否かに留意し、事実の摘示と意見論評の主張とを区別する。

¹⁷ この要件は申立人が主張立証すべき事項である。